

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定集の改定（追録）のお知らせ

当行は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年7月から「預金規定集」における「各取引に共通する規定」に以下の内容を追加し改定いたします。

なお、この改定内容については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されるものとします。

1. 改定（追録）内容

【預金規定集】中の「1. 各取引に共通する規定」に以下の条項を新設・追加いたします。

各取引に共通する規定

7.（反社会的勢力との取引拒絶）

内容省略

8.（取引の制限等）

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

9.（解約等）

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約の効力を生じるものとします。

①～② 内容省略

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

※. 以下、「9.（通知）」を「10.（通知）」とし各条を繰り下げるものとします。

（2019年7月1日 改定）

2. 対象となる主な預金

総合口座、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、期日指定定期預金、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、自由金利型定期預金（M型）＜単利型・複利型＞、自動継続自由金利型定期預金（M型）＜単利型・複利型＞、変動金定期預金＜単利型・複利型＞、自動継続変動金定期預金規定＜単利型・複利型＞、通知預金、納税準備預金、積立定期預金、譲渡性預金、当座預金、外貨普通預金、外貨定期預金など